（寄託契約の成立と貨物の引渡し）

第十二条　当会社が寄託の申込みを承諾したときは、寄託申込者は、約定の日時に約定の場所で貨物を引き渡さなければならない。

２　前項の場合において、当会社は寄託申込書に記載の貨物の引渡しを受けることにより、寄託契約の成立とする。

３　当会社は、貨物の引渡しを受けたときは、寄託者の請求により、貨物受取書又は入庫通知書を交付する。

４　前項の場合において、当会社は、貨物受取書又は入庫通知書の交付に代えて、貨物受取書又は入庫通知書に記載すべき事項をファクシミリ装置又は電磁的方法により提供することができる。この場合において、当会社は、貨物受取書又は入庫通知書を交付したものとみなす。

（寄託承諾の取消し及び寄託契約の解除）

第十三条　当会社が寄託の申込みを承諾し、又は寄託の申込みを承諾した貨物の引渡しを受けた後でも、次の事由があるときは、承諾を取り消し、又は契約を解除することができる。

一　第九条各号のいずれかに該当することが明らかになったとき。

二　前条第一項による貨物の引渡しがなされなかったとき。

三　当該貨物の価額がその保管料その他の費用に満たなくなったとき。

四　寄託者が正当な事由がなく受寄物の検査を拒絶したとき。

２　寄託者が当会社に貨物を引き渡した後、当会社が前項により契約を解除したときは、寄託者は、遅滞なく保管料、荷役料、立替金その他の費用を支払い、当会社が指定する期間内に貨物を引き取らなければならない。

３　当会社は、第一項により承諾の取消し又は契約の解除をしたことによる損害については、責任を負わない。

４　当会社は、第二項の期間の経過した後は、貨物について生じた損害について責任を負わない。

（受寄物の検査）

第十四条　当会社は、入庫に当たり積付け外観のみ検査し、受寄物の内容について検査を行わない。ただし、当会社が受寄物の内容の検査を必要とする場合、寄託者の承諾を得て、かつ、寄託者の費用において受寄物の全部又は一部についてその内容を検査することができる。

２　前項ただし書の場合において、寄託者の承諾を求めるいとまのないときは、その限りでない。

第三章　在庫証明書

第十五条　当会社は、受寄物に対して、寄託者の請求があったときは、寄託者の費用において、証明基準日が記載された在庫を証する書面（以下「在庫証明書」という。）を交付することがある。

２　在庫証明書は、譲渡し、又は担保に供することができない。

３　前二項の在庫証明書は、証明基準日翌日以降の在庫を証しない。

第四章　受寄物の保管

（保管方法）

第十六条　当会社は、受寄物を入庫当時の荷姿のまま当会社が定めた方法により保管する。

２　当会社は、寄託者の承諾を得ずに、受寄物の入庫当時の保管箇所又は保管設備の変更、受寄物の積換、他の貨物との混置その他の保管方法の変更をすることができる。ただし、特約がある場合は、この限りでない。

（面積建保管）

第十七条　当会社は、寄託者と別段の特約をしたときは、当該寄託者のために、庫内の全部又は一部の面積を対象とする面積建保管をすることができる。

２　寄託者が寄託申込書等に寄託物の数量及び個数を記載しない場合であって、当会社が受寄物の庫入庫出に際し、受寄物の数量又は個数を確認しないときは、これらの不足により生じた損害については、第十条第四項の規定を準用する。

（再寄託）

第十八条　当会社は、やむを得ない事由があるときは、寄託者の承諾を得ないで、当会社の費用で他の倉庫業者に受寄物を再寄託することができる。

（混合保管）

第十九条　当会社は、一つの倉庫又は同一の保管場所若しくは保管地における多数の倉庫において、種類、品名及び記号・規格又はこれらに相当する事項が同一の受寄物を混合保管することができる。

２　当会社は、一人の寄託者に対し、他の寄託者の同意なくして、混合保管した受寄物の中から当該寄託者の寄託に係るものと同一数量のものを返還することができる。

３　前項の規定は、寄託者の一人が自己の寄託に係る数量の受寄物を特定保管に転換するときに準用する。

（保管期間）

第二十条　受寄物の保管期間は、三月とし、受寄物を入庫した日から起算する。

２　前項の保管期間は、当会社の承認を得て更新することができる。

３　第一項の保管期間は、特約により、別に定めることができる。

（寄託価額の変更）

第二十一条　寄託者は、寄託物の価格に著しい変動があったときは、当会社に対し、遅滞なく寄託価額の変更を申し出なければならない。

２　当会社は、受寄物の寄託価額が不相当と認められるに至ったときは、寄託者と協議のうえ、相当と認められる価額に変更することができる。

（保管不適貨物の処置）

第二十二条　当会社は、受寄物が次の事由に該当するときは、寄託者に対して、相当の期間を定めて適宜の処置をするように催告することができる。この場合において、寄託者は遅滞なく処置をしなければならない。

一　受寄物が保管に適しなくなったと認められるとき。

二　受寄物が倉庫又は他の受寄物に損害を与えるおそれがあるとき。

三　その他やむを得ない事由により受寄物の保管を継続することができなくなったとき。

２　寄託者が当会社の定めた期間内に前項の催告に応じないとき又は当会社が催告をするいとまがないときは、当会社は、受寄物の廃棄その他の適宜の処置をすることができる。

３　前二項の処置によって生じた損害及びそれに要した費用は、当会社の責に帰すべき事由に基づく場合でない限り、寄託者の負担とする。

（見本の摘出、寄託物の点検、保存）

第二十三条　寄託者が、寄託物の見本の摘出、寄託物の点検又は保存に必要な処置をしようとするときは、入庫情報、在庫情報その他の当会社が指定した事項を書面で当会社に提出しなければならない。

２　前項の寄託者は、同項の書面の提出に代えて、当該書面に記載すべき事項をファクシミリ装置又は電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該寄託者は、当該書面を提出したものとみなす。

３　見本の摘出、寄託物の点検又は保存に必要な処置により荷造りを毀損し、又は価格に影響を及ぼすものと認めるときは、当会社は、その旨を必要な書面に記載するか、当該書面に記載すべき事項をファクシミリ装置又は電磁的方法により提供する。

４　見本の摘出、寄託物の点検又は保存に必要な処置であっても、やむを得ない場合には、これを拒絶することができる。